議　会　運　営　委　員　会

令和２年 11 月 20 日(金)
午前 10 時～
開議　　時　　分
閉議　　時　　分
第４委員会室

出 席 者
〔委　員〕笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員
〔議長団〕~~川神議長、~~佐々木副議長
〔委員外議員〕西川議員、西村議員
〔執行部〕坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長
〔事務局〕~~古森局長、~~下間次長、近重書記

議　題

1　令和２年 12 月浜田市議会定例会議について　資料 1-1～1-5
⑴　令和２年 12 月浜田市議会定例会議の議案等及び付託案について
⑵　令和２年 12 月浜田市議会定例会議の会議予定について
⑶　議案第 73 号　浜田市まちづくりセンター条例の制定にかかる教育委員会への意見照会について
⑷　請願文書表（案）について
⑸　その他

2　令和２年 12 月浜田市議会定例会議　陳情書の取扱について　資料 2-1～2-2
⑴　陳情付託先案について
⑵　請願者等の意見陳述の機会について（案）

3　浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について　資料３
・浜田市議会委員会条例（委員の発言、委員長の発言）

4　会派代表による一般質問について　資料４

5　その他　資料 5-1～5-3
⑴　令和３年度予算要求（議会費）について
⑵　議会運営委員会主催議員研修会の日程及び内容について
⑶　令和２年９月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について
⑷　その他

資料 1-1

令和 2 年 12 月浜田市議会定例会議　付議事件

議案等（23 件）

〔条例関係 9 件、和解 1 件、指定管理者の指定 2 件、市道路線の廃止 1 件、市道路線の認定 1 件、計画の策定 1 件、計画の変更 1 件、補正予算 6 件、同意 1 件〕

議案第 72 号　浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について
議案第 73 号　浜田市まちづくりセンター条例の制定について
議案第 74 号　浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第 75 号　浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 76 号　浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 77 号　浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 78 号　所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 79 号　浜田市山村開発センター条例の一部を改正する条例について
議案第 80 号　浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について
議案第 81 号　和解及び損害賠償額の決定について
議案第 82 号　指定管理者の指定について（浜田市かなぎウェスタンライディングパーク）
議案第 83 号　指定管理者の指定について（浜田市天狗石農村公園）
議案第 84 号　市道路線の廃止について（浜田 99 号線）
議案第 85 号　市道路線の認定について（浜田 99 号線外）
議案第 86 号　弥畝辺地における総合整備計画の策定について
議案第 87 号　市町村建設計画（新市まちづくり計画）の変更について
議案第 88 号　令和 2 年度浜田市一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 89 号　令和 2 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 90 号　令和 2 年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 91 号　令和 2 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 92 号　令和 2 年度浜田市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 93 号　令和 2 年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
同意第 8 号　浜田市農業委員会委員の任命について

報告（1 件）
報告第 22 号　専決処分の報告について（旭支所庁舎耐震改修・複合化工事の変更契約）

資料1-2

令和2年12月浜田市議会定例会議　付託先一覧（案）

【付託件数内訳】
総務文教委員会　7件、福祉環境委員会　1件、産業建設委員会　6件
予算決算委員会　6件、自治区制度等行財政改革推進特別委員会　1件
※即決…2件

市長提出議案等（議案23件）

議案等番号	件　名	付託先等
議案第72号	浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について	**総務文教委員会**
議案第73号	浜田市まちづくりセンター条例の制定について	**自治区制度等行財政改革推進特別委員会**
議案第74号	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について	**総務文教委員会**
議案第75号	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第76号	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第77号	浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第78号	所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	**委員会付託省略 12月7日即決**
議案第79号	浜田市山村開発センター条例の一部を改正する条例について	**産業建設委員会**
議案第80号	浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について	**委員会付託省略 12月7日即決**
議案第81号	和解及び損害賠償額の決定について	**福祉環境委員会**
議案第82号	指定管理者の指定について（浜田市かなぎウェスタンライディングパーク）	**産業建設委員会**
議案第83号	指定管理者の指定について（浜田市天狗石農村公園）	〃
議案第84号	市道路線の廃止について（浜田99号線）	〃
議案第85号	市道路線の認定について（浜田99号線外）	〃
議案第86号	弥畝辺地における総合整備計画の策定について	**総務文教委員会**
議案第87号	市町村建設計画（新市まちづくり計画）の変更について	〃

議案等番号	件　名	付託先等
議案第88号	令和2年度浜田市一般会計補正予算（第7号）	予算決算委員会
議案第89号	令和2年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第90号	令和2年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第91号	令和2年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第92号	令和2年度浜田市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案第93号	令和2年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	〃
同意第　8号	浜田市農業委員会委員の任命について	産業建設委員会

請願（2件）

議案等番号	件　名	付託先等
請願第17号	現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書の提出について	総務文教委員会
請願第19号	核兵器禁止条約を日本政府が署名・批准することを求める意見書の提出について	〃

議会報告事件（2件）

意見書処理報告書	（令和2年9月浜田市議会臨時会議議決分） 発議第5号 国土強靭化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書について
議員派遣報告書	（12月16日報告予定） 令和2年度浜田市議会議員研修会

市長報告事件（1件）

報告第22号	専決処分の報告について（旭支所庁舎耐震改修・複合化工事の変更契約）

資料 1-3

令和 2 年 12 月浜田市議会定例会議の会議予定について

			期間	日程案	会場	開始時間	備考
11月	19日	(木)		総務文教委員会	第4委員会室	10時～	
							個人一般質問提出締切【11時まで】
	20日	(金)		議会運営委員会	第4委員会室	10時～	全協室工事終了の場合は、全員協議会室
	21日	(土)					
	22日	(日)					
	23日	(月)		勤労感謝の日			
	24日	(火)					
	25日	(水)					
	26日	(木)		中山間地域振興特別委員会	第4委員会室	10時～	説明用パネル提出締切【12時まで】
	27日	(金)		福祉環境委員会	第4委員会室	10時～	
	28日	(土)					
	29日	(日)					
	30日	(月)	1	開会　提案説明　議案質疑　委員会付託	議場	10時～	議案第74～76号付託
				総務文教委員会	全員協議会室	本会議休憩中	議案第74～76号審査
				採決	議場	総務文教委員会終了後	議案第74～76号採決
				全員協議会	議場	本会議終了後	
				総務文教委員会	第1委員会室	全員協議会終了後	
				福祉環境委員会	第2委員会室	全員協議会終了後	
				産業建設委員会	第3委員会室	全員協議会終了後	
12月	1日	(火)	2	個人一般質問	議場	10時～	
				議会広報広聴委員会	第4委員会室	本会議終了後	
	2日	(水)	3	個人一般質問	議場	10時～	
	3日	(木)	4	個人一般質問	議場	10時～	
				議会運営委員会	全員協議会室	本会議終了後	
	4日	(金)	5	個人一般質問	議場	10時～	
	5日	(土)	6				
	6日	(日)	7				
	7日	(月)	8	議案質疑	議場	10時～	
				自治区制度等行財政改革推進特別委員会	第4委員会室	本会議終了後	
	8日	(火)	9	総務文教委員会	全員協議会室	10時～	
	9日	(水)	10	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～	
				議員定数等議会改革推進特別委員会	第4委員会室	13時30分～	
	10日	(木)	11	産業建設委員会	全員協議会室	10時～	
	11日	(金)	12	予算決算委員会	議場	10時～	
	12日	(土)	13				
	13日	(日)	14				
	14日	(月)	15	予算決算委員会	議場	10時～	討論通告期限【17時まで】
	15日	(火)	16	休会			対抗討論通告【13時まで】
	16日	(水)	17	採決	議場	10時～	
				全員協議会	議場	本会議終了後	
				議会運営委員会	全員協議会室	全員協議会終了後	

【補足（9 月 29 日議会運営委員会協議内容）】

1　個人一般質問について

⑴　持ち時間　質問 20 分（最大）　　答弁合わせて 50 分（最大）
※原則答弁合わせて 40 分で終了

⑵　質問内容　テーマの制限はなし

2　委員会について

⑴　所管事務調査　　これまでと同様に実施

⑵　執行部報告事項　　事前に資料を熟読し執行部説明は、補足説明のみ
質疑はこれまでと同様に実施

資料1-4

議　　第　　号
令和2年11月20日

浜田市教育委員会
教育長　石　本　一　夫　　様

浜田市議会
議長　川　神　裕　司

条例案に対する意見について（照会）

令和2年12月浜田市議会定例会議において上程を予定されている下記条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、教育委員会の意見を求めます。

つきましては、令和2年11月25日（水）までに、文書にて回答をお願いします。

記

1　意見を求める条例案

議案第73号　浜田市まちづくりセンター条例の制定について

以上

▼照会の理由

12 月定例会議へ提案が予定されている「議案第 73 号　浜田市まちづくりセンター条例の制定について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律であらかじめ教育委員会の意見を聴くことが規定されているため。

【参考】根拠条文

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（職務権限の特例）

第二十三条　前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一　図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二　スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

三　文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四　文化財の保護に関すること。

２　地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の**教育委員会の意見を聴かなければならない**。

▼今後の流れ

時期	項目
11 月 20 日（金）	議会運営委員会終了後、教育委員会へ照会する。
11 月 25 日（水）	教育委員会からの回答受理後、全議員へメールで回答文を提供し、タブレットへ配信する。
11 月 30 日（月）	本会議での執行部提案説明終了後、議長から回答文の配付について説明する
12 月 7 日（月）	議案質疑後、自治区制度等行財政改革推進特別委員会付託、自治区制度等行財政改革推進特別委員会で審査、採決
12 月 16 日（水）	本会議で採決

資料 1-5

令和 2 年 12 月浜田市議会定例会議

請　願　文　書　表

受理番号	件　　名	請　願　者	紹介議員	受理年月日
17	現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書の提出について	ゆきとどいた教育をすすめる島根の会 代表　小松　雪乃	澁谷　幹雄 布施　賢司 串﨑　利行	R2.11.17

付託委員会	審査経過（委員会）	審査経過（本会議）	結果年月日
総務文教委員会			

1　請願の趣旨

新型コロナウイルス危機の中で児童生徒の安全を守るために、島根県が来年度から実施を予定している「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」を県に提出してください。

2　請願の理由

新型コロナウイルス危機の中で、県内の学校は、臨時休業や分散登校、「3 つの密」回避、マスク着用、手洗いうがいの励行、消毒など、児童生徒の安全を守るために最大限の努力をしています。しかし、教室の現状は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が提言した「新しい生活様式」の「人との間隔は、できるだけ 2m（最低 1m）空ける。」からは程遠い状況です。学校現場からも「教室の机は横が 6 列、縦が 5 列、これが限界。机間巡視も難しい。」という声があがっています。

このような中で、島根県は、来年度から現行の少人数学級制度を縮小しようとしています。これまで、国の基準を超えて島根県が独自に行ってきた少人数学級編制事業は高く評価されていましたが、人口減少対策をすすめる財源不足を補うためというのが縮小の理由でした。しかし、このことが決まったのは、島根県で新型コロナウイルス感染が発生する前でした。もし、予定通り来年 4 月から実施された場合、例えば、小学 3 年生が 38 人いる学校では、今年は 35 人学級編制なので、19 人の 2 クラスで授業をしていますが、来年 4 月からは 38 人学級編制になるために、38 人の 1 クラスで授業をすることになり、いっそう「密」が拡大されます。

現在、島根県でも新型コロナウイルス感染が拡大しています。全国の感染状況やワクチン・治療薬の開発状況などを見ても、この新型コロナウイルス危機が来年 4 月までに収束する確証はありません。このような状況の中で、「今よりも教室を『密』にする施策は、少なくともこの危機が収束するまでは実施しないでほしい。」というのが学校関係者、児童生徒、保護者の切なる願いです。

そこで、私たちは貴議会に次のことを請願いたします。

【請願事項】

島根県が来年度から予定している「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」を県に提出してください。

資料 1-5

令和 2 年 12 月浜田市議会定例会議

請　願　文　書　表

受理番号	件　　名	請　願　者	紹介議員	受理年月日
19	核兵器禁止条約を日本政府が署名・批准することを求める意見書の提出について	石見地区労働組合協議会 議長　佐々木　和敏 浜田市港町 293-2	澁谷　幹雄 串﨑　利行 柳楽　真智子 野藤　薫 西川　真午 小川　稔宏	R2.11.17

付託委員会	審査経過（委員会）	審査経過（本会議）	結果年月日
総務文教委員会			

1　請願の趣旨

いま世界では、核兵器禁止条約の発効から核兵器廃絶へとすすもう、という声が広がっています。2017 年 7 月に、国際法史上初めて核兵器の開発、使用等を禁止した「核兵器禁止条約」が、国連会議において、加盟国の 3 分の 2 にあたる 122 カ国の賛成によって採択されました。条約は核兵器を国連憲章や国際人道法等に反するものと明確に規定し、核兵器にかかわる活動を全面的に禁止するものとなっています。また、核保有国が参加するために、その核兵器を廃棄する手順も定め、さらには、被爆者や核実験被害者への援助も定めており、被爆国、核実験被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

核兵器禁止協約は、ヒロシマ・ナガサキのヒバクシャの人々が「ノウモア・ヒロシマ、ノウモア・ナガサキ」という声を世界に長年発信しつづけた運動の結果です。しかし、唯一の戦争被爆国である日本政府は会議に参加しなかったばかりか、核兵器禁止条約成立後に「署名しない」と正式に表明したことで、国内外から失望と強い批判の声が上がっています。

核兵器禁止条約は 2017 年 9 月 20 日から署名が始まり、今年 10 月に発効に必要な 50 カ国の批准に達し、2021 年 1 月に発効予定となっています。

いま日本政府は、核兵器禁止条約を支持し、すみやかに参加すること。そして、ヒバクシャの声を世界に届け、「核保有国」を含むすべての国がこの条約に加わることをよびかけるなど、唯一の戦争被爆国政府として、「核兵器のない世界」の実現に向け、リーダーシップを果たすことが求められています。

浜田市においては、非核平和都市宣言を採択され、毎年 8 月には市本庁舎 1 階フロア―における平和アピールパネル展の開催と日頃から核兵器の悲惨さ、非人道性を市民の皆さんに啓発をされています。

また、石見地区労働組合協議会は本年結成 50 周年を迎えましたが、結成当初より反戦・反核、核兵器廃絶への集団示威運動を行ってきました。

その為、石見地区労働組合協議会は広島や長崎への原子爆弾投下や戦争で犠牲になられた方々に心から哀悼の念をあらわすとともに、浜田市として日本政府に対し唯一の戦争被爆国として、核兵器のない恒久平和を願う世界の人々と連携し、核兵器の禁止・廃絶に向けて、核兵器禁止条約を速やかに署名・批准することを求める意見書の提出を求めるものです。

資料 2-1

令和２年 12 月浜田市議会定例会議　陳情付託先案について

陳情番号	件　　名	浜田市議会陳情書取扱基準該当項目	付託先案（※付託の場合）
164	浜田市立原井幼稚園跡地払い下げに関する陳情について	・なし ・あり（　　）	総務文教委員会
165	美容業界団体全体に対する支援策に関する陳情について	・なし ・あり（　　）	産業建設委員会
166	飲酒に係る事件発覚後の対応を明らかにすることを求める陳情について	・なし ・あり（　　）	総務文教委員会
167	テレビ会議、ZOOM 会議の割合を増やすことを求める陳情について	・なし ・あり（　　）	総務文教委員会
168	行財政改革のあるべき姿の再考を求める陳情について	・なし ・あり（　　）	総務文教委員会
169	残業の必要性を明らかにするために日報の導入を求める陳情について	・なし ・あり（　　）	総務文教委員会
170	雇用促進住宅に係る指定管理者選定委員会の運用に関する説明を求める陳情について	・なし ・あり（　　）	産業建設委員会
171	傍聴人の説明を受け付けない規定を明らかにすることを求める陳情について	・なし ・あり（　　）	議会運営委員会
172	傍聴人の発言に関する対応を明確にすることを求める陳情について	・なし ・あり（　　）	議会運営委員会
173	陳情者の説明機会を妨げることの是非を問う陳情について	・なし ・あり（　　）	議会運営委員会
174	浜田市議会陳情書取扱基準書内の「特定の個人」の範囲の説明を求める陳情について	・なし ・あり（　　）	議会運営委員会

資料 2-1

浜田市議会陳情書取扱基準

（令和元年 12 月 18 日議会運営員会決定）

（令和 2 年 3 月定例会議から導入）

議長は、陳情書のうち、次のいずれかに該当すると認めるものについては、議会運営委員会の意見を聴いた上で、審査を行わず、全議員にその写しを配付する取扱いとする。この場合において、議長は、その旨を陳情者に通知するものとする。

⑴　法令等又は公序良俗に反する行為を求めるもの
⑵　特定の個人の私生活についての秘密が明らかとなるおそれがあるもの
⑶　特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの
⑷　係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの
⑸　市の職員に対する懲戒、分限等の処分を求めるもの
⑹　市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの
⑺　私人間で解決すべきもの
⑻　趣旨、願意等が不明確で判然としないもの
⑼　採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの
⑽　前各号に掲げるもののほか、審査を行うことが適当でないもの

資料 2-2

請願者等の意見陳述の機会について（案）

1. 目的

請願や陳情の委員会審査の場において、提出された請願書や陳情書（以下、「請願書等」とする。）だけでは、表現しきれなかった請願者や陳情者（以下、「請願者等」とする。）の願意や意見を述べる機会を設けることにより、議会への市民参加を促す。また、これにより委員会審査の充実を図り、さらには議会の政策立案等に生かす。

2. 請願者等の意見陳述

請願者等の意見陳述とは、請願者等が審査時に委員会委員に対し、請願書等の趣旨説明として、提出するに至った思いや意見を述べること言う。

3. 請願者等の意見陳述の申請方法

① 意見陳述を希望する請願者等は請願書等の提出時に、「意見陳述申出書」に必要事項を記入し、意見陳述の申し出をする。

② *定例会議開会日の委員会において、意見陳述の可否を決定する。【要検討】*

→（基本的に意見陳述を可とする考えで進める方向なら委員会での可否は不要）

③ 審査時の委員会において、意見陳述を希望する請願者等は意見陳述を行う。

（意見陳述の時間は、1 件につき 5 分以内とする。）＊時間は要検討

④ 所管委員会の委員は請願者等に質疑を行うことができるが、請願者等は委員へ質疑を行うことはできない。（参考人招致の場合と同様）

4. その他に必要な検討項目・注意が必要な事項

①請願者等の意見陳述の機会を設けることとした際の規定の明記

（議会基本条例、委員会条例、申し合わせ事項など）

②請願者等から請願書等以外の説明資料の配布の可否

③同一趣旨の請願等が再度出た場合の対応

→（思いを聞くというスタンスを重視するなら不可にはできない。）

④一人あたりの時間制限など

（〇分/件、〇分/人など、件数が多い場合、時間がかかり他の審査へ影響する。）

⑤意見陳述の場・委員会中のどの時点で行うか

（従来どおりの流れで請願等の審査時、請願等の審査を他の議題より先に行う等）

＊意見陳述の際の請願者等への費用弁償はなし（参考人招致の場合はある）

＊意見陳述する場合でも、趣旨など書面でわかるよう請願書等は必要　　など

資料 2-2

★浜田市議会基本条例

第2章　議会の活動原則

（議会の活動原則）

第3条　議会は、市民の負託を受けた議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、**市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動**しなければならない。

2　議会は、市民を代表する議決機関として、適切な判断及び責任ある活動をしなければならない。

3　議会は、議員、市長及び市民の交流並びに自由な討論の場であるとの認識を持って活動しなければならない。

4　議会は、**市民の参加意識が高まるよう分かりやすい視点、方法等で活動しなければならない。**

5　議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための配慮をしなければならない。

第3章　議員の活動原則

（議員の活動原則）

第17条　議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。

2　議員は、市政の課題全般について、**市民の意見を的確に把握するとともに、**自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。

3　議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。

4　議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。

資料３

浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について
浜田市議会委員会条例（委員の発言、委員長の発言）

１　経過

- 令和２年９月浜田市議会定例会議において、委員会に付託された事件が全会一致で可決されたが、本会議で委員長から反対討論がされた。
- 法的に問題はないが、委員から当該事案についてルール化を求める意見が出されたため。

２　改正案

浜田市議会申し合わせ事項に次の項目を追加する。

委員会条例関係　第３章　発言　（委員及び委員長の発言）

１　委員は、議題に対する考えについて、十分な質疑を通し、自身の意見を述べ、意向を明らかにするものとする。なお、委員長が質疑をする場合は、委員長の職務を交代し、委員として同様に行うものとする。

※討論の通告が行われた場合は、これまでと同様に採決予定日の２日前に事務局から全議員にメールで周知する。

３　補足事項

⑴　関係条文（浜田市議会委員会条例）

（委員の発言）

第 43 条　委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決定したときは、この限りでない。

（委員長の発言）

第 46 条　委員長は、委員として委員長席で発言することができる。ただし、委員長が討論しようとするときは、委員席に着き、その議題が終わるまで、委員長席に復することができない。

⑵　（引用）自治体法務研究　連載議会運営 Q&A　全国市議会議長会回答

ア　委員長の本会議の反対討論の可否

委員長が本会議で反対討論することは、可能との見解。理由は地方自治法や会議規則に委員長報告を行った委員長が、討論をすることを禁じる規定がないことが主な理由。また、本会議での委員長報告と討論では次のように立場の違いがある。

▼委員長報告時→委員長として

▼討論時→議員として

イ　委員会での委員長の立場

委員会で議事を運営する委員長は、その立場から審査する事件に対して中立な立場でいることが求められている。

連載㉕

議会運営 Q&A

全国市議会議長会
調査広報部副部長
本橋　謙治

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会中、討論と採決（表決）に関するものについて説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

Q1 **委員長と本会議での反対討論について**

委員会に付託された事件が賛成多数で可決された。これを本会議で委員長が報告することになるが、委員長は当初から当該事件に対して反対の考えであった。

委員長が委員長報告で原案可決を報告した後に、当該事件に対する討論において反対討論をすることは可能か。それとも、委員会の審査結果に従うべきであると判断し、反対討論をすることが不可能なのか。

A1 結論から述べますと、可能と考えます。

地方自治法や会議規則に委員長報告を行った委員長が、討論をすることを禁じる規定がないことが主な理由です。また、委員長報告は事件を付託された委員会の代表である当該議員が委員長の立場で報告を行ったものであり、討論は議員の立場で行ったもののため、立場が異なると考えることができます。

しかし、議場にいた他の議員から見れば、原案可決の委員長報告を行った者が反対の討論を行うことに違和感を覚えることが予想されます。このため当該議員の行動を批判する議員が出ることが考えられますが、先に述べたように討論を禁止する規定がないため、委員長である議員に対して道義的な責任を問うことはできても、懲罰動議の提出のような法的な責任を問うことはできないと考えます。

他の議員からこのような批判が予想される場合は、あらかじめ議会運営委員会などを通じて反対討論を行うことを通知し、他の議員からの理解を求めるなど、できるだけ批判が出ないようにしておくことが適当です。

委員長が討論する場合にかかわらず、討論の有無については、全議員にメールで通知はしている。

Q2 **報告に対する討論の実施について**

本市では、一定金額以下の損害賠償について地方自治法第１８０条に基づく専決処分の委任を行っている。今定例会に当該規定に基づく専決処分の報告が本会議で行われることになっているが、一部の議員が当該報告に対し討論を希望する意見が出された。当市議会では、過去に専決処分の委任に関する報告に対する討論に実施の事例がないため、討論を実施すべきかどうか検討している。

このような報告に対し、討論の実施は可能か。

A2 結論から述べますと、討論は不可能と考

参考　地方自治法

第１０９条　略

②　常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

③　議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を　審査する。

一　議会の運営に関する事項

二　議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三　議長の諮問に関する事項

④～⑨　略

参考　標準市議会会議規則

第１０５条　常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

２　議会運営委員会が法第１０９条第３項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

第１０６条　委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認請求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

第１６７条　法第１００条第13項の規定による議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

Q4　委員長の討論実施による副委員長の職務について

委員会で審査中の条例の一部改正案について、付託委員会の委員長が賛成討論を行うことを希望している。委員長が討論を行うことにより、委員長の職を副委員長が行うことになるが、副委員長は委員として表決に参加することを希望しており、副委員長が表決権を行使できない旨が規定されていないことを根拠に委員長の職は行うが、表決権を行使することを主張している。

このような主張に対し、どのような対応が考えられるのか。

A4

討論とは、委員会の会議において、表決問題に対し賛成か反対かの自己の意見を表明する行為をいいます。

このことから、討論を行う者は討論の対象となった事件の表決に参加すること、表決において可否を表明する者であると考えられます。したがって、表決に参加しない、可否を表明しない者が討論を行うことは不可能です。もし、可否を表明しない発言が討論で行われた場合、委員長は発言者に対し、賛否を明らかにする発言をするように注意することが必要です。委員長の注意に応じない場合は、標準市議会委員会条例第22条に基づく発言取消命令や発言禁止などの措置を講じることが考えられます。

委員会で議事を運営する委員長は、その立場から審査する事件に対し、中立な立場でいることが求められています。このため、標準市議会会議規則では、討論を行った委員長は自身が討論を行った事件の表決が終わるまで委員長席に戻ることはできません。委員長席に戻ることができないということは、委員長職を執ることができず、委員として事件の表決に参加することを意味します。

討論を行った委員長は、自身が討論を行った事件の表決に参加するため、委員長の職務は、副委員長が行います。標準市議会委員会条例は、委員長がその職務を執ることができない場合、副委員長が委員長の職務を行うことが規定されているとともに、表決の際、委員長の職務を執っている者は、これに加わる

ことができないとされていることから、これら副委員長は委員として表決に参加することができません。

参考　標準市議会委員会条例

第12条　委員長に事故があるときは又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。

2　委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。

第17条　委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2　前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

参考　標準市議会会議規則

第118条　委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終った後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

Q5　人事案件の審議、審査における関係者の参考人招致について

当市議会に教育長の選任の同意に関する議案が執行機関より提出された。

対象者（市内在住の住民）に関する情報が乏しいことから、議会運営委員会で対象者を議会に招致し、意見を聴取した上で同意の判断を行うべきという意見が大半を占めた。このことを受けて、当人を本会議又は付託委員会に招致することが検討された結果、本会議又は付託委員会に招致することが決定した。

当市議会では、従来から人事案件については委員会付託されたことがないが、人事案件を委員会付託することは可能か。また、本会議又は付託委員会に当人を招致する場合、どのような方法が考えられるか。

A5　議会に提出された事件は、本会議や委員会で審議、審査されます。町村議会では、事件を委員会に付託せず、本会議を中心に審議を行い、議会の議決を行う運営を行っています。これを本会議中心主義といいます。これに対し、都道府県や市議会では、委員会に付託し、委員会での審査結果を参考に本会議で議会の議決を行う運営を行っています。これを委員会中心主義といいます。

本会議中心主義の運営を行う場合でも、委員会中心主義の運営を行う場合でも、法上、人事案件が委員会付託の制限対象となることはありません。

したがって、Q5の事件を所管する常任委員会、特別委員会のいずれかに付託することは可能です。人事案件はその内容が明確であり、事前に全員協議会などで執行機関から説明等が行われていることがあるため、委員会への付託を行わず、本会議の審議のみで議決を行うことが多かったと思われます。このことが、人事案件は委員会付託するものではないという考えがQ5の議会に定着していたものと思われます。

次に、当該人事案件を委員会で審査する際に同意の対象者を議会に呼び、当人の意見等を聴取したうえで同意するか否かを判断することについては、議会の審議、審査に参加することができるのは、議員（委員）と説明員である執行機関の職員ですので、人事案件の対象者であることをもって直ちに本会議や委員会に出席することは困難と考えます。このため、対象者を議会の審議、審査する場に出席可能な法的な地位を与えることが必要です。

説明員ではない者が議会の審議、審査に出

資料４

会派代表による一般質問について

昨年度から会派代表による一般質問については、質問項目重複防止のため会派代表者会議を開催し調整しております。流れは、次のとおりです。
※次のページに「会派代表による一般質問」実施要領を掲載しております。

項目	時期	（参考） 令和元年度実施日
施政方針･教育方針提供	２月上旬	２月５日
会派代表による 一般質問仮通告	個人一般質問通告期限の ２日前	２月 12 日
会派代表者会議	仮通告後、同日開催	２月 12 日
個人一般質問通告期限		２月 14 日

詳細は、「会派代表による一般質問」実施要領を参照

【協議事項】
□施政方針・教育方針提供から会派代表者会議の流れ
□新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた質問時間について
（現行）

会派人数	２人	４人	６人	８人
持ち時間	30 分	40 分	50 分	60 分

※持ち時間に答弁時間は含まない。

資料4

「会派代表による一般質問」実施要領

平成19年12月20日議会運営委員会決定　平成20年9月19日議会運営委員会改正
平成21年12月16日議会運営委員会改正　平成24年1月23日議会運営委員会改正
平成25年2月6日議会運営委員会改正　平成25年12月18日議会運営委員会改正
平成27年12月14日議会運営委員会改正　平成29年2月16日議会運営委員会改正
平成30年2月14日議会運営委員会改正　平成31年1月29日議会運営委員会改正
令和2年1月22日議会運営委員会改正

１．導入目的

会派制を導入している浜田市議会が、本市における行政全般の政策上の問題について、会派の独自の調査・研究をもとに代表者が市長その他の行政委員会に基本的方針を大局的見地から質問することにより、当市の政策課題を明らかにするとともに、個人一般質問の論点の精査及び議論の活性化を図り、もって議会運営の円滑化と市民の市政運営に対する関心と理解を深めることを目的とする。名称は「会派代表質問」とする。

２．名称及び導入時期

名称は「会派代表質問」とし、実施時期は、市長が施政方針表明を行う定例会議のみにおいて実施することとし、平成20年3月定例会から導入する。

３．実施の方法

項　目	内　　容
①実施日程	施政方針表明の後、個人一般質問を行う前に実施する。 当面1日間で実施することとする。
②質問の内容	市長の施政方針及びその他の行政委員会に対する基本的な方針、方向性について会派の意思統一を図ったものを原則として質問することとする。
③対象会派	議長に届け出た会派のうち、2人以上の会派を対象とする。
④質問の通告	質問項目の重複を調整するため、個人一般質問の通告期限の2日前の11時までに仮通告（本通告に準ずる）をすることとする。会派代表者会議で調整し、本通告は個人一般質問の通告期限と同様とする。通告書は、所定の様式により質問の項目、要旨及び質問者名を記入し、会派代表者が議長に提出することとする。施政方針表明の原稿は、議会運営委員会の概ね1週間前に議員に配付とする。 質問者は、一つの会派から複数選出を可能とし、人数制限は行わない。記入項目は、大・中項目（題名）、小項目（要旨）とする。
⑤質問時間・方法	質問は、持ち時間制とし答弁を含まないこととする。 持ち時間は、2人会派30分、4人会派40分、6人会派50分、8人会派60分とする。質問順は、会派の人数の多い順とし、同一人数の場合は抽選とし、一会派で複数質問者がいる場合は、当該会派が順番を定める。最初の質問は、演壇において一括質問とし、再質問は、質問席において一括して行うこととする。
⑥答弁の方法	市長の最初の答弁は演壇において行うこととし、再質問に対する市長の答弁及びその他の行政委員会代表者の答弁は自席とする。
⑦個人一般質問	会派代表質問を行う者は、個人一般質問の通告を行わないこととする。 なお、個人一般質問の通告を行う者は、所属の会派代表質問と重複しない質問内容でなければならない。ただし、基本的方針について会派代表質問を行い、具体的内容について個人一般質問を行う場合は可能とする。その場合、代表質問と違う意見を持って個人一般質問を行うことがないよう留意すること。

資料5-1

令和2年11月20日　議会運営委員会資料

令和3年度 当初予算要求概要

議員報酬及び手当等

単位：千円

	R2年度予算	R3年度要求	増 減（千円）	備 考
議員報酬、期末手当	137,310	132,249	△ 5,061	議長450,000円・副議長380,000円・委員長365,000円・副委員長357,500円・議員350,000円（計24人、R3年10月の改選後は22人） 期末手当　夏1.625月（加算率15/100）　、　冬1.625月（加算率15/100） ※期末手当の支給割合については、12月定例会議において、△0.05月とする条例改正案提案予定
合 計	137,310	132,249	△ 5,061	

議 会 運 営 費

単位：千円

議会関係	R2年度予算	R3年度要求	増 減（千円）	備　　考
議員旅費・費用弁償（議員分）、実費弁償	6,272	6,115	△ 157	議員行政視察費用弁償、議長等各種会議出席費用弁償、本議会・委員会等出席費用弁償、請願・陳情・議案審議等の際の参考人への実費弁償
議長交際費	500	500	0	
政務活動費	2,400	2,317	△ 83	@58,333円（4月～10月）×24人、@41,667円（11月～3月）×22人
議員研修会講師謝金	100	100	0	
印刷製本費	4,745	4,873	128	議会だより印刷代（年4回発行分）
役務費、委託料、使用料	7,002	7,302	300	インターネット通信費、議会だより等配送委託、ＣＡＴＶによる議会中継放送委託、会議録反訳委託、会議録検索システム保守・データ処理委託、ソフトウエア使用料など
借上料	120	36	△ 84	議長等タクシー代
小 計	21,139	21,243	104	

事務局関係	R2年度予算	R3年度要求	増 減（千円）	備 考
職員旅費、費用弁償（会計年度任用職員分）	1,211	1,178	△ 33	各種出張旅費、行政視察随行旅費、議長等随行旅費、会計年度任用職員の通勤手当
会計年度任用職員報酬、手当、社会保険料	2,468	2,628	160	
需用費	1,032	677	△ 355	図書・追録代、官報・新聞代、視察受入れお茶代、修繕料（改選に伴う議場席札貼り替え他）その他事務用品代
印刷製本費	79	65	△ 14	事務局コピー代
役務費	32	17	△ 15	応接セットカバークリーニング代、広告掲載料、郵送料ほか
備品購入費	0	0	0	
小 計	4,822	4,565	△ 257	

負 担 金	R2年度予算	R3年度要求	増 減（千円）	備 考
協議会等負担金	1,042	1,033	△ 9	全国･中国･島根県の各市議会議長会負担金、特定第三種漁港協議会負担金、市議会議員共済会事務負担金など
諸会議出席負担金	73	80	7	各市議会議長会や研修出席者負担金
小計	1,115	1,113	△ 2	
合 計	27,076	26,921	△ 155	

議員共済会給付費負担金

単位：千円

	R2年度予算	R3年度要求	増 減（千円）	備 考
負担金	35,684	33,869	△ 1,815	地方議会議員年金制度の廃止に伴う経過措置分の給付費負担金
合 計	35,684	33,869	△ 1,815	

総 合 計	193,039

資料 5-2

令和２年度議会運営委員会主催の議員研修会（案）について

【開催希望項目及び調整状況】

NO	研修項目	結果	形式
1	コロナ禍の中での財政運営 【テーマ】財政状況資料集を活用して自治体決算を読む ～郷土の未来に向けて建設的な議論をするために～ 【研修内容】財政状況資料集を用いた研修 ワーク（4 人グループ討議）実施予定	開催可 2 月 1 日（月）	対面方式 （120 分）
2	議員モラルの向上について ※昨年度の議員研修会（議会コンプライアンス研修）と重複する項目が想定	開催可 日程調整が必要	オンライン
3	議員の発言力の向上について	講師調整不可	
4	市民の政治参加について	講師調整不可	
5	新型コロナウイルスの支援策に行政の果たす役割について	講師調整不可	

議会傍聴者へのアンケート結果（令和2年9月浜田市議会定例会議分）

資料5-3

		性別	年齢	住まい	1.傍聴回数	2. 傍聴目的				3.議員の発言内容の理解		4.答弁者（執行部）の発言内容の理解		5.傍聴して気づいた点	6.市議会全般への意見
						該当するものを選択			理由	該当するものを選択	理由	該当するものを選択	理由		
R2.9月定例会議	231	男	60代	市内（浜田自治区）	1～2回	今回の議案や質問内容に関心がある				だいたいわかった		だいたいわかった		言葉（使用する）が理解できないことが時々ある。答弁書の棒読みはしかたのないことかなあ～	
	232	男	60代	市内（浜田自治区）	今回初めて	議会や市政に関心がある	各種団体や知人に誘われた			だいたいわかった	私の勉強不足のことがあり、分かりにくいところがあった。	だいたいわかった	原こうを読みながら、さらにマスクをしておられるので聞きとりにくい所があった。ゆっくり話をしてほしい場面があった。市民の立場に立って、回答をしてほしい場面があった。例えばみどりの窓口の廃止について		今回初めて傍聴しました。議会のことは市報でしか見ていなかったので（市報だけではつかめない）実際聞いてみて、議員さんはよく勉強され、又市民と話されていると思った。勉強になった。議員定数の問題があるが、やはり、今の定数ぐらいはいないと市の意見は反映されないと思った。
	233	女	50代	市内（浜田自治区）	1～2回	議会や市政に関心がある	今回の議案や質問内容に関心がある			よくわかった	市民目線の質問を端的にされていた（西川議員）	だいたいわかった	いつも感じますが、市長、職員、答弁側で聞いておられるみなさんの姿勢に活気がなくとても残念。議員さんの質問をもっと目を輝かせて対応してほしい（←市民の声の代表です）	トップダウン行政で決めたことを通すのが議会ではないのでは……	

資料 1-5

令和 2 年 12 月浜田市議会定例会議

請　願　文　書　表

受理番号	件　　名	請　願　者	紹介議員	受理年月日
17	現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書の提出について	ゆきとどいた教育をすすめる島根の会 代表　小松　雪乃	澁谷　幹雄 布施　賢司 串﨑　利行	R2.11.17

付託委員会	審査経過（委員会）	審査経過（本会議）	結果年月日
総務文教委員会			

1　請願の趣旨

新型コロナウイルス危機の中で児童生徒の安全を守るために、島根県が来年度から実施を予定している「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」を県に提出してください。

2　請願の理由

新型コロナウイルス危機の中で、県内の学校は、臨時休業や分散登校、「3 つの密」回避、マスク着用、手洗いうがいの励行、消毒など、児童生徒の安全を守るために最大限の努力をしています。しかし、教室の現状は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が提言した「新しい生活様式」の「人との間隔は、できるだけ 2m（最低 1m）空ける。」からは程遠い状況です。学校現場からも「教室の机は横が 6 列、縦が 5 列、これが限界。机間巡視も難しい。」という声があがっています。

このような中で、島根県は、来年度から現行の少人数学級制度を縮小しようとしています。これまで、国の基準を超えて島根県が独自に行ってきた少人数学級編制事業は高く評価されていましたが、人口減少対策をすすめる財源不足を補うためというのが縮小の理由でした。しかし、このことが決まったのは、島根県で新型コロナウイルス感染が発生する前でした。もし、予定通り来年 4 月から実施された場合、例えば、小学 3 年生が 38 人いる学校では、今年は 35 人学級編制なので、19 人の 2 クラスで授業をしていますが、来年 4 月からは 38 人学級編制になるために、38 人の 1 クラスで授業をすることになり、いっそう「密」が拡大されます。

現在、島根県でも新型コロナウイルス感染が拡大しています。全国の感染状況やワクチン・治療薬の開発状況などを見ても、この新型コロナウイルス危機が来年 4 月までに収束する確証はありません。このような状況の中で、「今よりも教室を『密』にする施策は、少なくともこの危機が収束するまでは実施しないでほしい。」というのが学校関係者、児童生徒、保護者の切なる願いです。

そこで、私たちは貴議会に次のことを請願いたします。

【請願事項】

島根県が来年度から予定している「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」を県に提出してください。

資料 1-5

令和 2 年 12 月浜田市議会定例会議

請　願　文　書　表

受理番号	件　　名	請　願　者	紹介議員	受理年月日
19	核兵器禁止条約を日本政府が署名・批准することを求める意見書の提出について	石見地区労働組合協議会 議長　佐々木　和敏 浜田市港町 293-2	澁谷　幹雄 串﨑　利行 柳楽　真智子 野藤　薫 西川　真午 小川　稔宏	R2.11.17

付託委員会	審査経過（委員会）	審査経過（本会議）	結果年月日
総務文教委員会			

1　請願の趣旨

いま世界では、核兵器禁止条約の発効から核兵器廃絶へとすすもう、という声が広がっています。2017 年 7 月に、国際法史上初めて核兵器の開発、使用等を禁止した「核兵器禁止条約」が、国連会議において、加盟国の 3 分の 2 にあたる 122 カ国の賛成によって採択されました。条約は核兵器を国連憲章や国際人道法等に反するものと明確に規定し、核兵器にかかわる活動を全面的に禁止するものとなっています。また、核保有国が参加するために、その核兵器を廃棄する手順も定め、さらには、被爆者や核実験被害者への援助も定めており、被爆国、核実験被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

核兵器禁止協約は、ヒロシマ・ナガサキのヒバクシャの人々が「ノウモア・ヒロシマ、ノウモア・ナガサキ」という声を世界に長年発信しつづけた運動の結果です。しかし、唯一の戦争被爆国である日本政府は会議に参加しなかったばかりか、核兵器禁止条約成立後に「署名しない」と正式に表明したことで、国内外から失望と強い批判の声が上がっています。

核兵器禁止条約は 2017 年 9 月 20 日から署名が始まり、今年 10 月に発効に必要な 50 カ国の批准に達し、2021 年 1 月に発効予定となっています。

いま日本政府は、核兵器禁止条約を支持し、すみやかに参加すること。そして、ヒバクシャの声を世界に届け、「核保有国」を含むすべての国がこの条約に加わることをよびかけるなど、唯一の戦争被爆国政府として、「核兵器のない世界」の実現に向け、リーダーシップを果たすことが求められています。

浜田市においては、非核平和都市宣言を採択され、毎年 8 月には市本庁舎 1 階フロア―における平和アピールパネル展の開催と日頃から核兵器の悲惨さ、非人道性を市民の皆さんに啓発をされています。

また、石見地区労働組合協議会は本年結成 50 周年を迎えましたが、結成当初より反戦・反核、核兵器廃絶への集団示威運動を行ってきました。

その為、石見地区労働組合協議会は広島や長崎への原子爆弾投下や戦争で犠牲になられた方々に心から哀悼の念をあらわすとともに、浜田市として日本政府に対し唯一の戦争被爆国として、核兵器のない恒久平和を願う世界の人々と連携し、核兵器の禁止・廃絶に向けて、核兵器禁止条約を速やかに署名・批准することを求める意見書の提出を求めるものです。